

# 資料紹介 安達家文書目録・翻刻(一)

新庄正典

## はじめに

松平家松江藩に仕えていた武士には、主に二つの身分がある。それは士分と卒である。士分は、禄高数千石の家老から数十石の組士、功績のあった卒が一代限りで士分となる新番組といったいわゆる侍のことである。卒は、御徒や水主、大工といったいわゆる足軽のことである。

士分の人物に関しては、松江神社や国文学研究所が所蔵する『烈士録』から職歴などを知ることができるが、卒についてのまとまった勤功書は現在のところ見つからない。そのため、卒の職歴を知りえるのは、卒それぞれの家が松江藩に提出した勤功書の控えを子孫の方が保管していたものしかない。松江藩の実務にあたった人々の活動を知ることが困難な状況となっている。

昨年、雲南市大東町に居住している安達茂氏から松江市観光振興部国宝化推進室に古い資料があるので調査してほしいとの連絡があり、資料の調査を行った。その結果、安達氏が所有する資料は、松江藩で大工の職(卒身分)であった馬場家に関するものであった。調査後、安達氏から本資料館について、松江市に寄託をするとの申し出があり、現在松江歴史観に

おいて保管している。

本稿では、安達家文書の目録紹介と馬場家の勤功書の翻刻を行い、松江藩の大工が関わった作事の数々、明治維新後に大工という技術者がいかなる渡世をしていたかを知る一助となることを目的とする。

## 1 安達家

安達茂氏の先祖は大東町で代々大工をしていた。茂氏の祖父(明治二四年生)も大工を生業としており、大工であった馬場佐々右衛門を「おじさん」と呼び、慕っていたという。

## 2 資料の概要

資料は総数三〇点、紙製の収納箱に納められていた。資料の管理は茂氏の祖父が行っており、死後はほとんど手つかずの状態であった。年号が記された最古の資料は万延元年(一八六〇)で、最新のものは昭和二五年(一九五〇)である。

資料のほとんどを占めるのは図面類であり、特に建築図面が多い。図面には「馬場豊春」という名が記されたものがあり、この人物によって記さ

れたと思われる。文書としては、一一代馬場佐々右衛門が記した『代々年数書履歴書共』のほか、佐々右衛門の子である豊太郎の履歴書、大工の技術伝書があった。このうち『代々年数書履歴書共』については、この後に元祖馬場助右衛門が松平家に仕官した元和九年から一一代馬場佐々右衛門がこの勤功書を藩に提出した文久四年二月までの翻刻を行う。なお、これ以降については号を改める。

### 3 資料の伝来

茂氏の祖父が管理していたため、茂氏は来歴を知らない。資料『番匠秘書』の箱の蓋裏に、安達家と馬場家の関係が記されている。それによれば、安達茂氏の曾祖父の弟が松江で大工修行をしていたところ、松江藩の御大工であった馬場家の養子となり、一一代馬場佐々右衛門となったという。茂氏の祖父は、叔父である佐々右衛門と親しくしていたため、佐々右衛門に関する資料を譲り受けたと推測できる。

また、現在東京に佐々右衛門の孫娘が存命であり、その方は、「ずいぶん前に、だれかに馬場家の資料を送った。それが安達家のではないか。」と話されている。但し事実関係は不明である。

る。なお、馬場佐々右衛門の孫はすべて女性であり、現在馬場姓を名乗っている家はなく、伝来する文書資料もないとのことであった。

### 4 『代々年数書履歴書共』翻刻

(表紙)

慶応二寅二月差出扣

代々年数書

馬場佐々右衛門

(本文)

元祖 馬場助右衛門

一、生国越前、元和九亥年越前二而御給米

七石式人扶持被下置、田中勘助組江被

召出、御作事所相勤申候、

一、寛永十四年信州江御供仕、式石御加増

被下置候、

一、寛永十五寅年雲州江御供仕、三石御加増

被下置、都合拾式石式人扶持下置候、

一、承応二巳四月八日病死仕候、

元和九亥年方承応二巳年迄

三十一年相勤申候、

二代目 馬場助右衛門

一、生国越前、雲州江親共被召連罷越候処、

承応二巳年御給米九石式人扶持被下置、

跡式被仰付、御細工能仕候二付御大工被仰付候、

一、明暦三酉年江戸勤番被仰付罷越、御普請

御用相勤申候、

一、万治二亥年迄三年相詰、精出相勤候旨二付、

御褒美被下置、御国江被差返候、

一、寛文八申六月四日病死仕候、

承応二巳年方寛文八申年迄

十六年相勤申候、

三代目 馬場助右衛門

一、寛文八申年親助右衛門為跡式幼少二付

御給米五石式人扶持被下置候、

一、天和二戌年式石御加増被下置候、

一、元禄七戌年老人扶持御加増被下置候、

一、享保二酉年三石御加増被下置、都合拾石

三人扶持二而御勘定附御大工頭被仰付候、

一、同三年戌年正月三日病死仕候

寛文八申年方享保三戌年迄

五十一年相勤申候、

四代目 馬場助右衛門

一、享保三戌年親助右衛門為跡式御給米

七石三人扶持被下置、御大工被仰付候、

一、同十三申年江戸勤番被仰付罷越御長屋、

御作事御用相勤、同年秋御普請相済、

御褒美被下置、同年冬御国被差返候、

為御褒美銀三匁被下置候、

候、

一、同十九寅正月御目見御大工頭並筆頭

一、明和元申五月

一、同年九月六日病死仕候、

被仰付候、

將軍

寛保二戌年方安永二巳年迄

一、元文元辰十二月式石加増被下置、都合九石

宣下

三十二年相勤申候、

三人扶持被下置候、

御祝儀御用二付、

馬場佐々右衛門

一、寛保二戌正月晦日病死仕候、

御殿内不残表御門御長屋筋御修復

一、安永二巳十一月親助右衛門為跡式御給米

享保三戌年方寛保二戌年迄

御用被仰付、十月迄相濟精出相勤候旨二付、

七石三人扶持無相違被下置、御大工被仰付

二十五相勤申候、

為御褒美金百匁被下置之故諸色御入用

候、

五代目 馬場助右衛門

別御勘定被仰付、御勘定無滞皆濟候二付、

一、同五申年寺社修復方江相詰所々御普請所

一、寛保二戌三月親助右衛門為跡式御給米

與御納戸方為御褒美金三百匁被下置候、

御用並諸方御修復見分積方相勤申候、

七石三人扶持被下置、御大工被仰付候、

一、同二酉三月精出相勤候旨二付、御目見格

一、天明三卯四月十九日大橋御掛直御普請

一、宝曆三酉十二月精出勤候旨二付、為御褒美

被仰付、御国江被差返候、

御用被仰付候、

銀拾五匁被下置候、

一、明和六丑十二月晦日精出相勤候旨二付、為

一、同四辰十月十八日大橋御掛直御用

一、同十一巳六月御大工筆頭助役被仰付候、

御褒美金百匁被下置候、

精出相勤候旨二付、為御褒美銀五匁被下置

一、同十三未五月江戸勤番被仰付罷越、増上寺

一、同八卯十一月廿一日御破損方支配御大工

候、

之内源寶院本堂並大門普請御用

頭並御作事所筆頭兼勤被仰付候、

一、同七未三月江戸勤番被仰付候、

被仰付、九月迄出来仕候、然処御大工少二

一、安永元辰五月十一日御作事所支配御大工

一、同八申年七軒御部屋御普請御用

付詰被仰付旨被仰付候、

頭被仰付候、

精出相勤候旨二付、為御褒美金百匁

一、同年九月源寶院御普請御用精出

一、同年九月廿九日大橋御掛直御用精出

被下置候、

相勤候旨二付、為御褒美金四匁被下置候、

相勤候旨二付、為御褒美銀三拾匁被下置候、

一、天明八申十二月

一、同年十二月定御用精出相勤候旨二付、為御

一、同二巳

立信院様御廟所御普請御用

褒美金百匁被下置候、

三ノ丸御修復並野白御紙漉所

寒中骨折相勤候旨二付、為御褒美金

一、宝曆十三未十二月廿八日積方精出相勤候

御腰掛出来御用相勤、引統遊行方共

百匁被下置候、

旨二付、

精出相勤候旨二付、為御褒美銀式匁被下置

一、寛政元酉五月交代被仰付旨被仰渡候、

一、同四子二月京都御屋敷

御殿新建御普請御用被仰付罷越、

六月御普請相濟罷帰候、

一、同六寅四月方八月迄遊行方御用

相勤申候、

一、同年閏十一月遊行上人逗留中精出

相勤候旨二付、為御褒美銀式匁被下置候、

一、同七卯五月方六月迄乃木村善光寺江

信州善光寺如来開帳二付、仮小屋並諸色手

当御用開帳中相勤申候、

一、同八辰四月廿一日御大工頭並筆頭兼勤

被仰付候、

一、同九巳閏七月三日月照寺

御靈家御普請御用懸り合被仰付候、

一、同十年十二月二日月照寺

御靈家御普請御用相勤候旨二付、為

御褒美銀式兩被下置候、

一、同十二未三月九日江戸勤番被仰付、同月

十八日御国出立仕、四月十未申九日江戸表

江参着仕候、

一、同年四月廿五日

御屋形御修復御用掛合被仰付候、

一、享和元酉二月廿三日來戌春迄詰越

被仰付旨被仰渡候、

一、同年三月廿三日

御屋形御修復御用精出相勤候旨二付、

為御褒美金百疋被下置候、

一、同二戌三月廿六日当春交代被仰付旨

尤当年

御屋形御普請相濟候上、出立可仕旨被仰渡

候、

一、同三亥二月十六日井上次助儀参着之上

交代可仕之処、

御参府前御用■右御用相濟候迄

被差置候旨被仰渡候、

一、同年三月十五日御用向相濟候間、勝手次第

出立可仕旨被仰渡、同月廿三日江戸表出立

仕、四月十九日御国江参着仕候、

一、享和三亥四月廿六日江戸

御屋形御普請中精出相勤候旨二付、為

御褒美金壹兩被下置候、

一、文化元子正月十四日江戸勤番被仰付

支度し代出立可仕旨被仰渡、同月廿五日

御国出立仕、二月十六日江戸表江参着仕候、

一、同年十一月十四日、大崎

御屋敷御普請御用被仰付候、

一、同二丑閏八月廿六日御国江被差返候旨

被仰渡之、九月七日江戸表出立仕、同月廿

六日御国江帰着仕候、

一、同三寅七月二日、杵築大社御作事方惣

肝煎被仰付、内藤野八と壱人宛始終

御場所江可相詰旨被仰付候、

一、文化六巳十月杵築大社御作事方御用

精出相勤候旨二付、為御褒美金壹兩被下置

候、

一、同年十一月病氣二付、大社御作事方惣肝煎

奉辞度奉願候処、願之通被差免候、

一、同八未二月病氣不晴候二付、筆頭御大工

頭役奉辞度奉願候処、願之通被差免候、年

來之勤功も有之候旨被仰渡、御大工頭格

被仰付候、

一、同十酉七月十五日病死仕候、

安永二巳年方文化十四年迄

四十一年相勤申候、

七代目 馬場此人

一、寛政九巳正月御作事所御大工見習被仰付

候、

一、文化三寅七月杵築大社御作事方

御用掛り被仰付候、

一、同年八月廿九日精出相勤候旨二付、喰拾式

人扶持被下置、江戸勤番被仰付支度次第出

立可仕旨

被仰渡、九月六日御国出立仕、同月廿五日  
江戸表江参着仕候、

寛政九巳年方文化十二亥年迄

十九年之内十六年親懸二而相勤候、

一、同四卯正月上水御年番二付、御用掛り  
被仰付候、

八代目 馬場甚助

一、文化十二亥八月十六日親此人為跡式御給

一、同年九月八日大崎

米六石三人扶持被下置、御譜代格御大工

御屋敷御用掛り被仰付候、

被仰付候、

一、同年十月交代被仰付、同月廿日江戸表

一、同十四丑三月十八日御破損方勤被仰付候、

出立仕、十一月十日御国江帰着仕候、

一、同年七月三日当秋江戸勤番被仰付、

一、同年十一月大崎

八月六日御国出立仕、同月廿五日江戸

御屋敷御用掛り精出相勤候旨二付、

表江参着仕候、

御隠居様方為御褒美金百疋被下置候、

一、文政二卯二月十六日江戸表方帰着仕候、

一、文化四卯十二月廿五日上水御用懸精出

一、同年四月四日病死仕候、

相勤候旨二付、為御褒美金百疋被下置候、

文化十二亥年方文政二卯年迄

一、同六巳正月当分御破損方勤被仰付候、

五年相勤申候、

一、同八未二月当分御破損方勤被差免

九代目 馬場千七

御作事所相勤申候、

一、文政二卯五月十八日親甚助為跡式御給米

一、同十酉六月二日旧臘以来大雪二而所々破

五石三人扶持被下置、御大工並被仰付候、

損所多く御座候処、

一、同四巳七月四日病死仕候、

御帰城前御修復等無御間欠年早二

文政二卯年方同四巳年迄

相濟候段、御称美被成下候、

三年相勤申候、

一、同年九月廿三日親佐々右衛門為跡式御給

十代目 馬場権藏

米七石三人扶持無相違被下置、御大工被仰

一、文政四巳九月十二日親千七為跡式御給米

付候、

三石三人扶持被下置、御大工並被仰付候、

一、同十二亥五月十四日病死仕候、

右千七儀

御用被仰付候、

病死仕候処、御大工並二付、跡式無御座候  
者二御座候、然処

御家久敷者之儀、此度格別之以思召家名

相續被仰付、尤私儀は三代以前此人実子二

御座候処、此人病死仕候砌、生得集弱、其

上病身二付、此人跡式は奉願甚助江被仰付、

其節追而甚助養子二相願候儀は不相成段

被仰渡置候者二御座候処、当時健二罷成候

二付、此度私江家名相續被仰付候、

一、文政七申三月旧臘江戸表

御上屋敷御類焼二付、寸志申出候ハ、

御受納可被遊旨被仰渡之難有仕合奉存候、

依之為寸志銀弍兩上納仕候、

一、天保五年二月七日十二年以前未年江戸表

御上屋敷御類焼二付而、御普請御入用

大層之儀二付、兼而覚悟宜敷貯等有之面々

不寄多少寸志申出候ハ、

御受納可被遊旨被仰渡候二付、寸志申出神

妙二被思召、去巳暮迄二寸志上納皆濟二相

成、依而被成方も可有御座候処、右御類焼

後引続御物入之儀差重其儀無御座旨被仰

渡候、

一、天保七申正月廿六日大橋御普請中詰切

- 一、同年十二月五日年来精出相勤候旨二付、御譜代格御大工被仰渡候、
- 一、同十一月二日当春江戸勤番被仰付
- 一、四月上旬彼地江可令参着旨被仰渡之、三月十八日御国出立仕、四月十五日江戸表江参着仕候、
- 一、同年十二月廿五日江戸表御居間御横様替
- 一、御居間御庭江御鷹部屋出来、御用精出相勤候旨二付、為御褒美銀二兩被下置候、
- 一、天保十二丑二月十八日当秋迄詰越被仰付候、
- 一、同年三月十六日御用有之候二付、支度次第御国江被差返候旨被仰渡、同月廿四日江戸表出立仕、四月十七日御国江帰着仕、翌十八日方御鷹部屋之内江御好御鷹部屋新建御用被仰付候、
- 一、同年六月晦日御居間御庭江御好御鷹部屋新建御用被仰付候、
- 一、同十三寅六月二日御好御用有之候二付、江戸勤番被仰付、七月中彼地江可令参着旨被仰渡之、七月二日御国出立仕、同月廿四日江戸表江参着仕候、
- 一、天保十三寅六月廿六日精出相勤候旨二付、式石御加増被下置候、
- 一、同年十二月四日御古座敷於御庭大架御飾附拜見仕候様被仰付候、
- 一、同年同月七日御次御用格別精出相勤御用ニ相立候者二付、出格之訳を以御大工被仰付候、
- 一、同年十二月廿三日御鷹御用格別精出相勤候旨二付、為御褒美銀三拾匁被下置候、
- 一、同十四卯三月廿五日谷両社江御額御奉納二付為御祝儀銀老兩被下置候、
- 一、同年六月十三日上水方御用掛兼勤被仰付候、
- 一、天保十四卯八月朔日来辰春迄詰越被仰付候、
- 一、同年九月廿七日御鷹御用格別精出相勤候旨二付、為御褒美銀老兩被下置候、
- 一、同十五辰二月廿七日来已春迄詰越被仰付候、
- 一、同年五月廿二日病氣二付奉願、六月朔日江戸表出立仕、同月十九日御国江帰着仕候、
- 一、弘化三年二月十二日支度次第江戸勤番被仰付、同月廿一日御国出立仕、三月十三日江戸表江参着仕候、
- 一、同三年十二月廿四日御鷹御用格別精出相勤候旨二付、為御褒美銀三拾匁被下置候、
- 一、弘化四未六月十二日去年以来御鷹御用精出相勤候旨二付、為御褒美銀式拾匁被下置候、
- 一、同年十二月廿一日御鷹御用向心配相勤候旨二付、為御褒美銀三拾匁被下置候、
- 一、同五申三月廿三日来西春迄詰越被仰付候、
- 一、同年十二月廿日御鷹御用令心配候旨二付、為御褒美銀三拾匁被下置候、
- 一、嘉永二酉正月十九日御国御居間御庭御鷹部屋御修復御用二付、御国江被差返候旨被仰渡之、同月廿日江戸表出立仕、二月廿日御国江帰着仕候、
- 一、同年九月朔日御大工頭格被仰付候、
- 一、同五子十二月廿四日御鷹掛り被差免、年来相勤候旨二付、為御褒美銀三拾匁被下置候、
- 一、安政元寅十二月八日病死仕候、
- 一、文政四巳方安政元寅年迄三十四年相勤申候、
- 一、嘉永五子十一月十七日御作事所御大工見

十一代目 馬場佐々右衛門

習被仰付候、

一、同六丑十二月廿三日

公儀御目附様御医師様御越之節、

御用多之处、精出相勤無御間欠相濟候段、

心配仕候故之儀と御祝美被成下候、

一、安政二卯二月十二日親権蔵為跡式御給米

五石三人扶持無相違被下置、御大工被仰付

候、

一、同四巳二月廿日当春江戸勤番被仰付、

四月上旬彼地江可令参着旨被仰渡之、三月

十六日御国出立仕、四月九日江戸表江参着

仕候、

一、安政五午三月十三日当秋迄詰越被仰付候、

一、同年同月十五日地震風損御修復御用

精出相勤候旨二付、為御褒美銀三両被下置

候、

一、同年七月廿六日当秋交代被仰付、九月

十九日江戸表出立仕、京都御固所御用二付、

二日逗留仕、十月九日御国江帰着仕候、

一、同年十二月十六日当秋於江戸表

御参府御待受御修復御用精出相勤

候旨二付、為御褒美銀三両被下置候、

一、万延元申五月廿日京都御固所御用

有之二付立帰被仰付、同月廿八日御国

出立仕、六月七日京都御固所江参着仕、

御普請御用相勤申候、

一、万延元申十月廿三日京都御固所御普請

御用相濟、御国江被差返候旨被仰渡之、

同月廿八日同所出立仕、十一月七日御国

帰着仕候、

一、文久元酉四月廿日京都御固所御普請

御用精出相勤候旨二付、為御褒美銀貳拾匁

被下置候、

一、同二戌三月朔日当分御破損方勤、御大工頭

心得被仰付候、

一、同三亥八月晦日御破損方御目見御大工

被仰付候、

一、同四子二月七日修道館御普請御用

懸り被仰付候、

惣年数貳百四十四年

但代々勤之惣年数並親懸勤等

合貳百七十二年

右之通御座候、以上、

寅二月

(しんしょう・まさのり 松江歴史館学芸員)

雲南市 安達茂氏所蔵文書(御大工 馬場佐々右衛門関係)

番号	表題(仮題)	年代	西暦	作成→宛先	数量	寸法(cm)	備考
1	代々年教書履歴書共	明治42年ごろ	1909	11代目馬場佐々右衛門	1	26×19	包紙入り 本紙「慶応2寅2月差出控 代々年教書 馬場佐々右衛門」とあり、郵便紙の追加で明治42年まで記録する。
2	月照寺本堂再建書類入	大正2年より	1913		1	36×16	2-2~2-6まで包紙入り 大破
2-1	月照寺本堂設計費内訳				1	24.5×16.6	
2-2-1	月照寺本堂再建見積書 左官部	大正3年3月	1914	松田林蔵→御用達	1		2-3-1から2-3-まで紙綴りで一括
2-2-2	月照寺本堂再建見積書 石材部	大正3年3月9日	1914	末次魚町奥原龍太郎→松平家御用達			
2-2-3	月照寺本堂再建見積書 上屋部	大正3年3月4日	1914	寺町22番地和泉豊吉→馬場様			
2-2-4	月照寺本堂再建見積書 大工小屋	大正3年3月4日	1914	寺町22番地和泉豊吉→馬場様			
2-2-5	月照寺本堂再建見積書 曾木	大正3年4月2日	1914	小林貞太郎→馬場(白石)伊蔵→馬場御隠居様			
2-3	雇用願	大正3年5月2日	1914		1	23.9×16.5	
2-4	断簡 再建見積のメモ				1	24.0×12	
2-5	月照寺本堂 正面図				1	73×98	
2-6	月照寺本堂 側面図				1	73×98	
3	清水寺根本堂上棟式役割記載簿				1	13×37	
4	官国幣社撰社及附属建物規則坪	明治15年9月	1882		1	26.5×18.7	熊野神社社務所が島根県で持っていた原本を写したもの
5	出雲国三港並海辺路図共				1	37.1×11.5	包紙 5-1~5-4まで一括
5-1	出雲国三保間港図面				1	27.9×40.2	
5-2	出雲国神門郡鷲港図面				1	27.9×40.2	
5-3	出雲国加賀港図面				1	27.9×40.2	
5-4	出雲国海辺路図				1	27.9×40.2	
6	出雲外四ヶ国地誌提要図面	明治10年2月	1877		包・1	28.3×13	包紙 6-1~6-5まで一括 「明治10年2月、東京有馬学校より当所師範学校へ依頼に付、地理係より申渡之上出来相渡候控
6-1	伯耆国				1	27.9×40.1	松江師範学校から馬場佐々右衛門宛の書状が貼っている
6-2	因幡国				1	27.9×40.1	
6-3	出雲国				1	27.9×40.1	
6-4	石見国				1	27.9×40.1	
6-5	隠岐国				1	27.9×40.1	
7	馬場豊太郎履歴書	明治18年以降	1885		1	27.7×20.1	豊太郎は佐々右衛門の子
8	出雲国全図入				包・1	32×16.2	包紙 8-1~8-3まで一括
8-1	島根県郵便線路ノ図				1	27.8×40.2	
8-2	浜田県郵便線路図				1	27.5×39.7	
8-3	出雲国全図				1	94.6×101	
9	出雲国内河川流路一覽				1	28.2×58.9	
10-1	斐伊川流路図(下絵)				1	28×40.1	
10-2	斐伊川流路図				1	28×40.1	
11	御城内中原口柵門絵図面				1	50×74	中原口は、稻荷橋東詰の門
12	城内分間図下書				1	45.1×63.3	
13	城内分間図面				1	118.7×160.5	明治初年か
14	富士賀瀬山金毘羅神社拝殿建築図面二十一分一				1	63.3×81.3	東出雲町の金毘羅神社のこと。明治14年に造営している
15	富士賀瀬山金毘羅神社本社及御通殿共正面建絵図二十一分一控				1	68×65.8	
16	富士賀瀬山金毘羅神社本社及御通殿共平拝殿妻共建絵図控二十一分一				1	68.5×113.5	裏に橋の図面あり
17	枕木山三社権現社五歩一絵図面				1	63.2×89.5	枕木山華蔵寺
18	神社拝殿側面図				1	51.4×105	
19	唐様仏殿絵図面	文久3年水無月吉日	1863		1	78.3×88.5	
20	向塀重門	万延元年孟夏吉祥日	1860		1	62.4×113.7	
21	横門三手先造妻	万延元年5月上旬吉祥日	1860		1	82.6×69.6	
22	横門三手先造平	万延元年5月中旬吉日	1860		1	78.6×66.8	
23	横門之絵図				1	45.4×72.4	
24	多宝塔二十一分一初重臥絵図				1	67.3×66.5	
25	仏殿平面図				1	39×43.5	張り紙で屋根伏図を付ける
26	図面鉛筆				1	69.5×69.5	
27	拝殿側面図				1	84.5×86.7	
28	桐箱「番匠秘書」				1	23×17.5×7.3	蓋裏に安達家と馬場家の関係記載
28-1	番匠秘書 乾				1	18×13	
28-2	番匠秘書 坤				1	18×13.5	
29	桐箱「大匠秘伝」				1	22.4×17×11	
29-1	坪曲速成図解 上	大正7年9月	1918		1	18.8×12.8	
29-2	坪曲速成図解 中	大正7年9月	1918		1	18.8×12.8	
29-3	坪曲速成図解 下	大正7年9月	1918		1	18.8×12.8	
29-4	大匠早割秘伝 上	大正11年8月	1922		1	19.1×13	
29-5	大匠早割秘伝 中	大正11年8月	1922		1	19.1×13	
29-6	大匠早割秘伝 下	大正11年8月	1922		1	19.1×13	
29-7	規矩階梯 地	明治15年10月	1882		1	18.1×12.6	
29-8	規矩階梯 人	明治15年10月	1882		1	18.1×12.6	
29-9	古美術研究便覧	昭和25年	1950		1	17.5×19.7	
30	多宝塔二十一分一	慶応4年2月吉日	1868		1	118.5×68	



# 松江歴史館

## 研究紀要

### 第3号

#### ◆松江藩研究◆

城下町松江研究の現状と課題	西島 太郎	1
松平齊貴の上洛道中記録に見る旅の姿 ——「御上京一途」を参考として——	小山 祥子	27
松江藩儒黒澤石斎の研究（一）	西島 太郎	37
二人の甫庵 ——小瀬甫庵と山岡甫庵——	福井 将介	50
堀櫟山・市郎父子に関する新知見 ——展覧会開催後の調査より——	西島 太郎	73
資料紹介 安達家文書目録・翻刻（一）	新庄 正典	101
「三谷家住宅」調査報告書	足立 正智	130(31)
高野山奥の院に所在する堀尾家墓所について ——近世大名墓と堀尾家の宗教的背景——	西尾 克己 稲田 信 木下 誠	160(1)

#### ◆博物館研究◆

松江歴史館整備事業で生じた問題とその整理 平成24年企画展	大塚 享義	122(39)
「松江藩士の息子画家になる。孫写真家になる。」展の記録と分析	西島 太郎	109

平成25年3月



松江歴史館

# MATSUE HISTORY MUSEUM BULLETIN

No. 3 MARCH, 2013

## CONTENTS

### ◆STUDY OF MATSUE CLAN IN THE EDO PERIOD◆

- Current Status and Issues of research MATSUE castle town----- NISHIJIMA Taro --- 1
- The figure of the trip seen to record the going-up-to-Kyoto trip  
of the Matsudaira Naritake—Refer to a "Gojyoukyouitto" -----KOYAMA Sachiko---- 27
- Study of SEKISAI KUROSAWA is a Confucian scholar  
of MATSUE clan vol.1 ----- NISHIJIMA Taro---- 37
- A research for “two persons ' Hoan (小瀬甫庵 and 山岡甫庵)” --- FUKUI Masayuki---- 50
- New knowledge about the father and son  
REKIZAN and ICHIRO HORI-----NISHIJIMA Taro---- 73
- Document introduction : A list and reprint of the document  
of ADACHI (安達家) vol.1 -----SINSYO Masanori---- 101
- Investigative report of MITANI house-----ADACHI Masanori---- 130 (31)
- Religious background of early modern times -----NISHIO Katsumi---- 160 (1)
- daimyo graves and the Horios  
INATA Makoto  
KINOSITA Makoto

### ◆MUSEUM STUDIES◆

- Problems and solutions associated with the construction of Matsue History Museum  
-----OTSUKA Takayoshi---- 122 (39)
- Recording and analysis of the exhibition. "Become a photographer grandson.  
Son to become a painter of Matsue samurai" on exhibition  
----- NISHIJIMA Taro---- 109

Published by  
Matsue History Museum  
Matsue, Japan

平成二十五年（二〇一三）三月二十九日発行

# 松江歴史館研究紀要 第三号

編集・発行 松江歴史館

住所 島根県松江市殿町二七九番地

〒六九〇―〇八八七

電話 〇八五二―五五―一六〇七

FAX 〇八五二―三二―一六一一

